

「介護職員等特定処遇改善加算」の「見える化」要件について

介護職員の処遇改善についてはこれまでも何度か取組が行われて来ましたが「新しい政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ令和元年 10 月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

医療法人はやし会では、介護職員等に対して給与の底上げをするために設けられた制度である介護職員等特定処遇改善加算を取得し、介護職員等の賃金改善に努めています。

なお、介護職員等特定処遇改善加算の算定には下記の要件を満たしていることが必要です。

- ①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までの何れかの届け出を行っていること。
- ②介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ③介護職員処遇改善加算に基づく取組について、介護サービスの情報公表制度やホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

「見える化」要件に基づき、具体的に取り組んでいる内容は次の通りです。

事業所名	介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算
デイサービスセンター サザン富士	Ⅰ	Ⅱ
ヘルパーステーション サザン富士	Ⅰ	Ⅱ

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等の I C T 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供